

水道料金等徴収業務委託に係る 公募型プロポーザル実施要領

令和4年9月

多賀城市上下水道部

水道料金等徴収業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、多賀城市水道事業の水道料金等徴収業務における経営の効率化及びサービス水準の維持向上を図るため、水道料金等の徴収・収納業務及び水道メーター検針業務並びにそれらに関連する業務を行い得る能力を有する民間事業者を、プロポーザルにより選定するために必要な事項を定める。

2 委託業務概要

(1) 委託業務名

水道料金等徴収業務委託

(2) 委託業務場所

多賀城市上下水道部庁舎内に事務所を置き、多賀城市給水区域（多賀城市全域のうち、下馬一丁目、二丁目、三丁目の全部、同四丁目及び五丁目の一部、丸山一丁目の一部、笠神一丁目、二丁目、四丁目の全部、同三丁目及び五丁目の一部を除く区域）とする。

(3) 委託業務内容

別紙「水道料金等徴収業務委託仕様書」のとおり

(4) 委託期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

(5) 業務習熟期間

契約締結日の翌日から令和5年3月31日まで

なお、当該期間に関する経費は、受託者の負担とする。

(6) 委託料の上限額

令和5年4月1日から令和10年3月31日までの本委託業務に係る委託料の上限額は、260,950,000円（消費税及び地方消費税を除く。）とする。

(7) 見積金額

見積金額は、本委託業務全体の5年間に要する費用を積算し、別に定める見積書（様式第5号）に明記して提出すること。

なお、見積金額は前号の上限額を超えないものとする。

(8) 契約保証金

契約金額の100分の10以上とする。

ただし、多賀城市上下水道部契約規程第21条（平成8年多賀城市水道部規程第9号）の規定に該当する場合は免除する。

3 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) 令和3・4年度における多賀城市の一般競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。

- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てをしていない者であること。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定に基づく再生手続開始の申立てをしていない者であること。
- (5) 多賀城市上下水道部有資格業者に対する指名停止措置基準（令和3年多賀城市上下水道告示第5号）に定める指名停止及び指名回避の期間中でない者であること。
- (6) 多賀城市上下水道部入札契約暴力団等排除措置要綱（平成20年多賀城市上水道部告示第14号）別表の措置要件のいずれにも該当していない者であること。
- (7) 個人情報情報の漏えい、滅失、き損又は改ざん防止、その他個人情報情報の適正な保護及び管理のために必要な措置を講ずることができる者であること。
- (8) 給水人口5万人以上の水道事業体において、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定に基づく水道料金の徴収・収納事務の委託に関連する一連の業務（窓口・受付業務、開閉栓業務、検針業務、調定業務、収納業務、滞納整理業務）を3年以上受託した実績を有し、かつ、当該業務委託の目的達成に必要な従事者を配置できる者であること。
- (9) 常時雇用関係があり、かつ、前号に掲げた業務と同種の業務を3年以上経験している者を、業務責任者（1名）として専任で配置できる者であること。

4 実施日程

本プロポーザルによる受託候補者の選定は、以下の日程により実施する。

	内容	実施年月日
1	プロポーザル実施及び参加者募集の公告	令和4年 9月15日（木）
2	参加申込書等の提出期間	令和4年 9月16日（金）から 令和4年 9月28日（水）まで
3	参加資格の確認及び審査	令和4年 9月29日（木）から 令和4年10月 3日（月）まで
4	参加資格審査結果通知	令和4年10月 6日（木）まで
5	資料の配布期間	令和4年 9月29日（木）から 令和4年10月26日（水）まで
6	業務提案書等の作成に係る質問書の提出期間	令和4年10月 6日（木）から 令和4年10月17日（月）まで
7	業務提案書等の作成に係る質問書の回答	令和4年10月20日（木）まで
8	業務提案書及び見積書の提出期間	令和4年10月26日（水）まで
9	業務提案書に係るプレゼンテーション及び ヒアリング 選定審査委員による評価	令和4年11月中旬～下旬 ※実施日は、別途通知する。
10	受託候補者選定結果及び非選定結果の通知	令和4年11月下旬
11	契約内容に係る協議、契約締結	令和4年12月中旬
12	業務引継ぎ及び業務習熟期間	契約締結日の翌日から 令和5年3月31日（金）まで

	内容	実施年月日
13	業務委託開始	令和5年4月1日（土）

5 参加申込み手続等

本プロポーザルの参加申込み手続等については、以下のとおりとする。

(1) 参加申込書等の提出期限

令和4年9月28日（水）午後5時必着（時間厳守）

(2) 参加申込書等の配布方法及び提出書類

多賀城市ホームページからダウンロード

提出書類

以下の書類を提出期限までに各1部提出すること。

① プロポーザル参加申込書（様式第1号）

② 会社概要関係書類

資本金、所在地、業務内容、社歴、従業員数等が確認できるもの

③ 財務状況関係書類

直近3か年の各事業年度における決算関係書類（貸借対照表、損益計算書、財産目録、事業報告書）

④ 労働条件関係書類

労働関係に基づく各種規則や協定の整備状況が確認できるもの（就業規則、労働基準法第36条の時間及び休日労働に関する協定内容）

⑤ 賠償保険加入状況

不測の事態に対応するための賠償保険の加入状況（加入予定のものも含む。）について確認できるもの（保険証書の写し等）

⑥ 類似業務受託実績表（様式第4号）及び類似業務受託実績を証明する契約書の写し

⑦ プライバシーマーク(JISQ15001)又は情報セキュリティマネジメントシステムの認証を取得している場合には、そのことを証明できる書類の写し

⑧ 必要資格関係書類

業務責任者の候補者が参加資格要件を満たすことを証明できる書類（委託元の事業体が発行する証明書、従事者届の写しなど）

(3) 提出先

多賀城市上下水道部企業経営課料金業務係

(4) 提出方法

窓口での提出又は郵送とする。

なお、郵送の場合は、事前に電話連絡をすることとし、かつ、提出期限内必着とする。

(5) 参加資格審査結果の通知

参加資格確認終了後、令和4年10月6日（木）までにプロポーザル参加要請書（様式第2号）又は、プロポーザル参加資格審査結果通知書（様式第3号）を郵送する。

(6) 参加資格の喪失

参加資格審査結果の通知後において、通知を受けた者が次のいずれかに該当する場合には、本プロポーザルに参加できないこととする。

- ① 前記の参加資格要件を満たさなくなったとき。
- ② 参加申込書等に虚偽の記載をしたとき。

6 参加辞退

本プロポーザルの参加要請を受けた事業者（以下「参加事業者」という。）は、プロポーザル参加辞退届（様式第25号）を提出することにより、本プロポーザルへの参加を辞退することができる。

なお、辞退する場合は、多賀城市上下水道部から配布された情報等は、全て破棄・消去するものとする。

7 資料の配布

本プロポーザルへの参加を希望する者に対し、下記のとおり委託業務内容に関する資料を配布する。

(1) 配布期間

令和4年9月29日（木）から同年10月26日（水）午後5時まで

(2) 配布場所

多賀城市上下水道部企業経営課料金業務係窓口での配布又は郵送とする。

なお、いずれの場合も事前に電子メール又は電話により連絡をすること。

→022-368-1141 内線772

(3) 配布資料

① 水道料金等徴収業務の実施状況（平成30年度～令和3年度実績）

…各業務の件数、料金調定額、収納率、給水停止実施状況等

② 業務フロー図

…水道使用開始から給水停止に至るまで

③ 業務に関する帳票類の写し

…各種届出用紙、納入通知書等

8 業務提案書等の提出

参加事業者は、本プロポーザルの実施に係る業務提案書等を作成の上、提出期限までに提出すること。

(1) 提出期限

令和4年10月26日（水）午後5時必着（時間厳守）

(2) 提出場所

多賀城市上下水道部企業経営課料金業務係

(3) 提出方法

提出方法は、参加事業者による窓口への直接提出又は郵送とする。

なお、電子媒体、電子メール、ファクシミリでの提出は認めない。

(4) 提出書類及び提出部数

① 業務提案書表紙（様式第8号・9号）…正本1部、副本8部

② 業務提案書（様式第10号～様式20号）…正本1部、副本8部

③ 見積書（様式第 5 号）… 1 部

④ プレゼンテーション及びヒアリング出席者報告書（様式第 7 号）… 1 部

(5) 業務提案書の内容

業務提案書の内容は、別に定める「水道料金等徴収業務委託仕様書」及び「水道料金等徴収業務委託事業者選定審査基準」（以下「審査基準」という。）に基づき、次に定める項目について作成すること。

なお、審査基準において評価の着眼点に挙げている内容を項目ごとに業務提案書に記載し、提出すること。

① 会社概要及び財務状況（様式第 10 号）

② 類似業務の受託実績（様式第 11 号）

給水人口 5 万人以上の水道事業体において、水道料金等徴収業務と同種の業務を受託した実績を 1 件以上（最大 5 件まで）記載すること。

③ 業務体制（様式第 12 号）

④ 窓口・受付業務に対する考え方（様式第 13 号）

⑤ 開閉栓業務に対する考え方（様式第 14 号）

⑥ 検針業務に対する考え方（様式第 15 号）

⑦ 滞納整理業務及び給水停止業務に対する考え方（様式第 16 号）

⑧ 個人情報保護に対する考え方（様式第 17 号）

⑨ 災害及び緊急時等危機管理に対する考え方（様式第 18 号）

⑩ 水道使用者へのサービス向上に関する提案（様式第 19 号）

⑪ 地域貢献に対する考え方（様式第 20 号）

(6) 業務提案書の作成型態

① 正本の表紙は業務提案書表紙（様式第 8 号）を使用し、副本の表紙は業務提案書表紙（様式第 9 号）を使用すること。

また、業務提案書には、目次及び各頁に番号を付けること。

② 業務提案書等の作成に当たっては、日本語を使用し、日本工業規格 A 4 版縦置き横書き左綴りで作成すること。

③ 参加事業者名は業務提案書正本の表紙にのみ記載し、業務提案書の内容に参加事業者名を判別できる情報は記載しないこと。

(7) 見積書の内容

① 見積金額は、本委託業務全体の 5 年間に要する費用（消費税及び地方消費税を除く。）を見積書に明記し、提出すること。

② 見積書は、業務提案書とは別に厳重に封緘の上、1 部提出すること。

9 業務提案書等の作成に係る質問の受付等

(1) 提出方法

業務提案書等作成に係る質問がある場合は、プロポーザルに関する質問書（様式第 21 号）に質問箇所及び質問内容をわかりやすく記載し、電子メールで提出すること。

なお、受信確認のため必ず電話連絡をすること。

また、これ以外の方法（電話、口頭等）による質問は、一切受け付けない。

(2) 提出先（電子メールアドレス）

多賀城市上下水道部企業経営課料金業務係（suido@city.tagajo.miyagi.jp）

(3) 提出期限

令和4年10月17日（月）午後5時まで（時間厳守）

(4) 回答方法

質問に対する回答については、全ての参加事業者に対し、令和4年10月20日（木）午後5時までに電子メールにより回答する。

10 プレゼンテーション及びヒアリングの実施

業務提案書等が提出された後、参加事業者ごとのプレゼンテーション及びヒアリングを、以下のとおり実施する。

(1) 日時及び場所

プレゼンテーション及びヒアリング参加要請書（様式第22号）により通知する。

(2) 実施時間

各参加事業者のプレゼンテーション時間は40分以内とし、その後ヒアリングを20分程度行う。

(3) プレゼンテーションの内容

業務提案書の全項目のうち、次の2項目について、提出された業務提案書の内容に基づき、順にプレゼンテーションを行うものとする。

- ① 委託業務に関する項目（業務提案書様式第13号～様式第16号に関する内容）
- ② サービス向上・地域貢献に関する項目（業務提案書様式第19号～様式20号に関する内容）

(4) 出席者

各参加事業者は3人までとし、プレゼンテーション及びヒアリング出席者報告書（様式第7号）を業務提案書等提出時に提出すること。

(5) その他

プレゼンテーションは、希望する参加事業者はプロジェクター等の電子機器を用いて行うことができるものとする。

ただし、使用する機器については、参加事業者が用意し、かつ、参加事業者名が判明するものは使用しないこと。

11 受託候補者の選定方法等

(1) 多賀城市水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う多賀城市長（以下「管理者」という。）は、本プロポーザルにおける審査及び評価を行うため、水道料金等徴収業務委託事業者選定審査委員（以下「委員」という。）を選任する。

(2) 委員は、参加事業者から提出された業務提案書等を審査し、内容等に関するヒアリングを行った上で審査基準に基づき評価及び採点を行い、その評価結果を管理者に報告する。

(3) 管理者は、委員から評価結果の報告を受け、最も評価の総得点が高い参加事業者を受託候補者に選定する。

1 2 選定結果の通知

(1) 受託候補者に選定した参加事業者には、プロポーザル選定結果通知書（様式第 2 3 号）を送付する。

また、受託候補者に選定されなかった参加事業者には、プロポーザル非選定結果通知書（様式第 2 4 号）を送付する。

(2) 受託候補者に選定されなかった参加事業者は、プロポーザル非選定結果通知書到着後 1 5 日以内に限り、非選定結果について書面により説明を求めることができる。

ただし、当該参加事業者の得点及び順位に限り書面にて回答することとし、他の参加事業者の評価結果については回答しないものとする。

1 3 契約及び協議

受託候補者に選定した者と業務内容及び契約金額等について協議の上、多賀城市上下水道部契約規程に基づき契約を締結するものとする。

なお、上記の協議の際、受託候補者に対し、契約金額に係る積算内訳書（様式第 6 号）の提出を求める場合がある。

また、受託候補者と協議が整わない場合は、評価結果の総得点が上位の参加事業者から順に同様の協議を行うものとする。

1 4 情報公開請求への対応

本プロポーザルに関して応募者から提出された書類に係る情報公開請求が行われた場合は、多賀城市情報公開条例（平成 1 0 年多賀城市条例第 2 2 号）に基づいて情報公開に関する手続を行う。

1 5 失格

参加事業者が次の各号に掲げる事由に該当した場合は、評価結果等にかかわらず既に決定した事項を取り消し、失格とする。

- (1) 業務提案書の作成に関して不正行為が認められた場合
- (2) 業務委託契約締結前に多賀城市上下水道部競争入札参加者資格の指名停止措置を受けた場合
- (3) プロポーザル参加申込書又は業務提案書の記載内容に虚偽が認められた場合
- (4) 評価の公平性に影響のある行為があったと認められた場合
- (5) 委託料の上限額を超えた契約金額を提示した場合

1 6 その他留意事項

- (1) 本プロポーザル参加に係る一切の費用は、参加事業者の負担とする。
- (2) 提出された業務提案書等は、本プロポーザル以外の目的に使用しない。
- (3) 提出された業務提案書等は、返却しない。
- (4) 提出された業務提案書等は、必要に応じて複製する場合がある。

- (5) 提出後の業務提案書等の追加、修正及び差し替えは認めない。
ただし、評価に必要と認められる場合には、資料の追加提出を求めることがある。

17 問合せ先及び担当

〒985-0873

宮城県多賀城市中央二丁目25番7号

多賀城市上下水道部企業経営課料金業務係

電話 022-368-1141 (内線772)

FAX 022-368-3114

電子メール suido@city.tagajo.miyagi.jp

